

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、有限責任中間法人 什器・備品レンタル協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区広尾1丁目13番7号に置く。

(目 的)

第3条 当法人は什器・備品のレンタル業に対する世間の認識を深め、かつ、レンタル業界がより社会の進展に貢献できる分野を開拓することを目的として、その目的に資するために、次の事業を行う。

1. 災害時における被災者救済の用に供する物品のレンタル。
2. 公共の便益増進の目的達成のための会合・集団行動の用に供する物品のレンタル。
3. 前各項に付帯する一切の業務。

(基金の総額)

第4条 当法人の基金の総額(代替基金を含む)は、3,000,000円とする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額について、定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

第2章 社 員

(種類と資格)

第8条 社員(以後、定款上の社員は会員と呼ぶ)の種類及び資格は次の通りとする。

1. 正会員 什器・備品を取扱商品として賃貸業を営む法人
2. 準会員 その他賃貸業を営む法人
3. 賛助会員 当法人の設立趣旨に賛同する法人または団体(法人格を有しない場合は、団体の代表者)

(入 社)

第9条 正会員または準会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書により申し込み、理事会の2/3の議決とともに代表理事の承認の上、その定めた日付より会員とする。なお、正会員・準会員の別は、理事会で入会時に決定する。

第10条 賛助会員として入社を希望する者は、所定の入会申込書により申し込み、理事会の過半数の議決をもってその定めた日付より会員とする。

(入会預託金及び運営分担金)

第11条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

1. 正会員は入社時に金200,000円を一括で当法人へ預託する。また、準会員の預託金は正会員の半額とし、賛助会員はこれを免除する。
2. 会員は総会において定める運営分担金を年度ごとに一括して、年度開始後1ヶ月内に納入しなければならない。今年度の正会員の運営分担金は1ヶ月5,000円・年間60,000円とする。なお、準会員は運営分担金は1ヶ月4,000円・年間48,000円、賛助会員は1ヶ月3,000円・年間36,000円とする。

3. 賛助会員の運営分担金について、理事会においてその減免を決定することが出来る。
4. 年度途中より入会した会員の運営分担金は、入社日より月割りで計算し、一括して入社後1ヶ月以内に納入しなければならない。
5. 会員は、定例の運営分担金とは他に、理事会の2/3議決により協会運営に必要な分担金を負担することがある。
6. 既納付の経費については、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(退社)

第12条 会員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予め退社の予告をするものとする。

1. 前項の場合の他、会員は次に掲げる事由により退社する。
 - (1) 会員の同意
 - (2) 死亡または解散
 - (3) 除名
2. 退社を希望する会員は、運営分担金の未納がある場合は全額納入後、退会届を当法人へ提出しなければならない。

(議決権の制限)

第13条 総会においては準会員・賛助会員は議決権を有しない。但し、部会など当法人における通常活動への参加や案件ごとの賛否の表明、定款及び細則の改廃や制定の発議については、これを妨げない。

(除名)

第14条 当法人の会員が当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反するような行為をしたとき、または会員としての義務に違反したときは、会員総会の決議により除名することができる。

1. 前項の会員総会の決議をするには、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の四分の三以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(会員名簿)

第15条 当法人は会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の会員の氏名または名称および住所)

第16条 会員の名称および住所は次のとおりとする。(五十音順)

東京都中央区銀座3-10-6 マルイト銀座第3ビル
アコムレンタル株式会社
東京都千代田区外神田2-8-13 TOKEIビル
イースタンリース株式会社
東京都渋谷区広尾1-13-7 恵比寿イーストビル1F
エイトレント株式会社 東京支店
東京都杉並区井草3-22-8
関東住器株式会社
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル44F
株式会社クラブティ
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17 シーノ大宮サウスウィング16F
株式会社建販
東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7F
広友リース株式会社
長野県上田市古里115
株式会社シーティーエス

東京都荒川区東日暮里 6-30-6
写光レンタル販売株式会社
大阪府大阪市西区阿波座 1-5-16 大和ビル
ダイワラクダ工業株式会社
群馬県高崎市大八木町 9-19-7
高崎事務器株式会社
東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 2F
株式会社ティー・ジェイ
東京都港区海岸 3-21-32 安田芝浦ビル
西尾レントオール株式会社 RA東日本営業部
東京都千代田区猿楽町 2-7-8 住友水道橋ビル 5F
日建リース工業株式会社 東京支店
東京都江東区亀戸 7-24-7
野口株式会社
東京都港区芝 5-20-14 三田鈴木ビル 6F
株式会社パシフィックネット
東京都台東区台東 2-8-4 ミトベ第2ビル
水戸部株式会社

賛助会員の名称および住所は次のとおりとする。(五十音順)

東京都西東京市南町 6-7-13
フランスベッド株式会社 法人施設事業本部
東京都千代田区飯田橋 3-13-1
大和物流株式会社 東京支社

第3章 会員総会

(会員総会)

第17条 当法人の会員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年5月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第18条 会員総会は主たる事務所の所在地において開催するものとする。

(招集)

第19条 会員総会は代表理事がこれを招集するものとする。

1. 会員総会の招集は理事の過半数で決する。

第20条 会員総会を招集するには、会日より5日前に各会員に対してその通知を発することを要する。

(決議の方法)

第21条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第22条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第23条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、予め理事

会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第24条 会員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した理事がこれに記名押印することを要する。

第4章 理事および監事

(員数)

第25条 当法人には理事4名以上および監事1名を置く。

(資格)

第26条 当法人の理事および監事は、当法人の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第27条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとする。

1. 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
2. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第28条 当法人には、代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。

1. 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

(理事および監事の報酬)

第29条 理事および監事の報酬は、それぞれ会員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 解散

(解散の事由)

第31条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員総会の決議
- (2) 法人の合併（合併により当法人が消滅する場合の当該合併に限る。）
- (3) 会員が1人になったとき
- (4) 法人の破産
- (5) 解散を命ずる判決

(法人の継続)

第32条 前条第1号の場合においては、会員総会の決議をもって法人を継続することができる。

1. 前条第3号の場合においては、新たに会員を入社させて法人を継続することができる。

(解散法人の継続)

第33条 当法人は、解散をした後であっても、前条の規定に従って、法人を継続することができる。

(合併)

第34条 当法人を合併するには、会員総会の承認がなければならない。

第7章 清算

(清算方法)

第35条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、会員総会の決議をもってこれを定める。ただし、中間法人法の規定により、理事またはその選任した者において清算することを妨げない。

1. 清算人の選任および解任は、会員総会の決議をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人の残余財産の帰属は、会員総会の決議によりこれを定める。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成20年3月31日までとする。

(最初の理事および監事の任期)

第38条 当法人の最初の理事および監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとする。

第39条 この定款に規定のない事項は、すべて中間法人法その他の法令によるものとする。

以上有限責任中間法人 什器・備品レンタル協会を設立するため、この定款を作成し、会員がこれに記名押印する。

平成19年3月1日

会 員 東京都中央区銀座3-10-6 マルイト銀座第3ビル
アコムレンタル株式会社
代表取締役 山本啓之 ㊞

会 員 東京都千代田区外神田2-8-13
イースタンリース株式会社
代表取締役社長 甲田博康 ㊞

会 員 大阪府大阪市中央区南本町4-2-10 本町永和ビル
エイトレント株式会社 東京支店
代表取締役 中塚克敏 ㊞

会 員 東京都杉並区井草3-22-8
関東住器株式会社
代表取締役 石原美孝 ㊞

- 会 員 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-4-1
株式会社建販
代表取締役 高 橋 修 ㊞
- 会 員 東京都港区赤坂1-4-17 広友ビル
広友リース株式会社
代表取締役社長 梅 木 孝 夫 ㊞
- 会 員 長野県上田市古里115
株式会社シーティーエス
代表取締役社長 横 島 泰 蔵 ㊞
- 会 員 千葉県習志野市芝園2-1-12
写光レンタル販売株式会社
代表取締役社長 庄 子 行 宏 ㊞
- 会 員 大阪府大阪市西区阿波座1-5-16 大和ビル
ダイワラクダ工業株式会社
代表取締役社長 増 村 勝 實 ㊞
- 会 員 群馬県高崎市大八木町919-7
高崎事務器株式会社
代表取締役社長 天 田 勲 ㊞
- 会 員 東京都豊島区巢鴨1-20-9 巢鴨ファーストビル
株式会社ティー・ジェイ
代表取締役 山 口 新 一 ㊞
- 会 員 東京都千代田区猿楽町2-8-8 住友不動産猿楽町ビル
日建リース工業株式会社
代表取締役 篠 崎 隆 ㊞
- 会 員 大阪府大阪市中央区東心斎橋1-11-7
西尾レントオール株式会社
代表取締役社長 西 尾 公 志 ㊞
- 会 員 東京都江東区亀戸7-24-7
野口株式会社
代表取締役社長 野 口 忠 彦 ㊞
- 会 員 東京都台東区台東2-8-4 ミトベ第2ビル
水戸部株式会社
代表取締役社長 水 戸 部 良 三 ㊞

賛助会員 東京都西東京市南町6-7-13
フランスベッド株式会社 法人施設事業本部
代表取締役社長 池田茂 ㊤

賛助会員 東京都千代田区飯田橋3-13-1
大和物流株式会社 東京支社
代表取締役社長 舘野克好 ㊤